



国 監 告 第 11 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 6 年度第 1 回定期監査
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 6 月 20 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

(写)

国政経発第 139 号

令和 6 年 6 月 18 日

国立市監査委員 庄 司 雅 様

国立市監査委員 稗 田 美菜子 様

国立市長 永 見 理 夫

令和 6 年度第 1 回定期監査における要望事項の措置について（通知）

令和 6 年 6 月 6 日付国監発第 1 2 号により提出がなされた件について、下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 議会事務局

担当部局長 議会事務局長 内藤 哲也

以上

【要望事項】

(1) 議会回議用紙の取り扱いについて

国立市議会事務局処務規程第 10 条において、「文書の起案は、議会回議用紙（別記第 2 号様式）により立案しなければならない。」と規定されているが、決裁文書に議会回議用紙を使っていないものがあった。

規程に基づき、事務を執行されるよう要望する。

措置前の状況

規程に示された議会回議用紙の書式について、議会事務局内で統一して利用できておりませんでした。

措置の内容

国立市議会事務局処務規程に沿った議会回議用紙の利用の徹底を議会事務局内にて共有を行いました。